


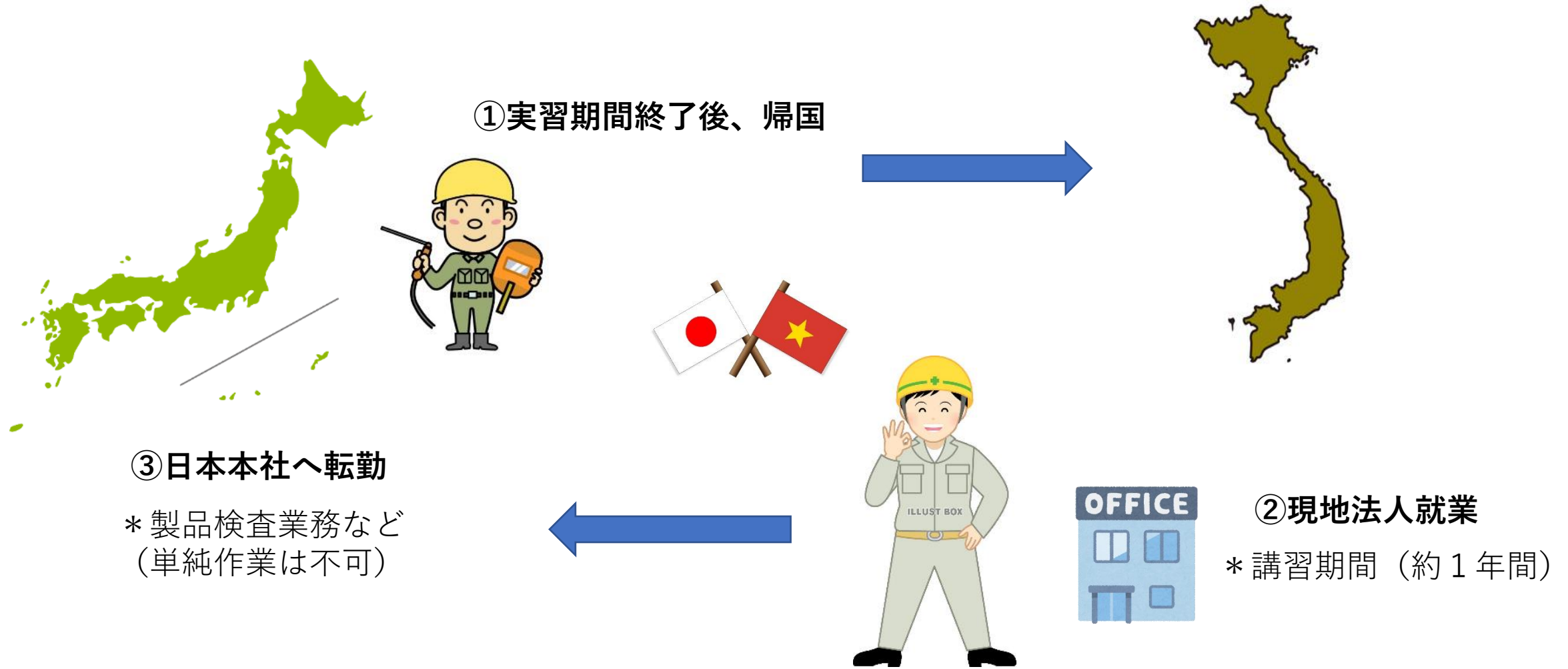


ベトナム 現地法人 設立

ベトナム人実習生を実習期間終了後、ベトナム現地法人で雇用し、社内転勤として再度日本での就業を目的とする



□ 説明資料



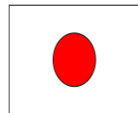
□ 現状の問題点

<ベトナム>



- 実習期間（3年～5年）終了し帰国しても仕事がない
- 多額の借金を抱え来日している為、職務放棄（逃走）する実習生も多数いる
- 日本語を理解出来る実習生がいない

<日本>



- 実習期間（3～5年）で人材が入れ替わりする為、企業文化が根付かない
- SNSの情報が溢れ、惑わされ逃走する事件も多く、今後の実習生受入体制に影響が出てくる可能性がある
- 実習期間終了後に特定技能資格で再雇用が可能な制度もあるが、就業定着にはリスクが多い

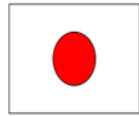
□ 現地法人設立のメリット

<ベトナム>



- 実習期間終了後、日本本社勤務の可能性があれば生活が安定できるので、実習期間中のモチベーションアップになる
- ベトナム現地法人での営業活動を進めれば彼達の将来設計の幅も拡大することが可能

<日本>



- 本社転勤した社員は実習生の教育指導、管理業務が出来るので企業文化の発展が望める
- 新たな実習生を受け入れる場合に現地法人にて教育を実施することが可能
- 日本本社に転勤として就業している為、転職は基本出来ない

□ 設立費用及び必要書類

- ① 資本金 600万円 4社共同出資の場合 150万円/社
- ② 事務手数料 50万円/社（ベトナム行政書士費用）
- ③ 公正証書作成費用 日本側（自己負担約10万円）
- ④ 登記簿謄本
- ⑤ パスポート（写し）
- ⑥ 決算書2期分

□ 運営費用・資本金用途

< 運営費 >

- ① 事務所賃料 20万円/月 約100㎡ (5万円/社)
- ② 水道光熱費 6万円/月 (1.5万円/社)
- ③ 人件費 3万円/月 基本業務なし (保険料含む/人)
- ④ 管理費 3万円/月 事務経費 (人当たり)
- ⑤ 決算費用 25万円/年 * 翻訳付きの場合は別途費用

< 資本金用途 >

- ① 事務所契約費用
- ② 事務所設備
- ③ 消耗品
- ④ コンサルタント契約費用

□ 投資証明・事業登録証明書の申請手順

- ① ベトナム行政書士・コンサルタント会社と業務委託契約
- ② 会社名・代表者・主な事業・住所・資本金を決定
- ③ ベトナム銀行口座開設
- ④ 資本金振込

□ 基本条件

- ① ベトナム現地法人設立後、および入社後、1年間は転勤不可
- ② 何らかの理由で社員が退職する場合は貴社の責任において対処すること
- ③ 現地法人から撤退の意向を示された場合は、共同出資会社との協議のうえ、第三者に貴社の責任において譲渡する。その際に生じる譲渡費用は貴社負担とする
- ④ 現地社員との労働契約および転勤した際の労働契約は貴社の規定に準じ契約とする
- ⑤ 労使の何方かが労働契約違反をした場合は共同出資社と協議とする（例えば共同出資社のうち1社でも労働契約違反で入国管理局より指摘を受けた場合に他社に影響を及ぼす可能性がある為）
- ⑥ その他、別途費用が生じた場合は協議する